

税務調査等において提出を受けた電磁的記録の取扱いについて

- 税務調査等において、申告内容等を確認するため、国税通則法第74条の2等の規定による質問検査権に基づき、帳簿書類その他の物件に係る電磁的記録の提出を求めることがあります。
 - 提出いただいた電磁的記録については、国税庁において定めた行政文書管理規則等に従い厳重に管理を行い、保存期間が満了した後は、同規則等に基づき確実に消去します。
また、国税職員が情報記録媒体に電磁的記録を保存した場合、必ず暗号化処理又は代替措置を施して外部への情報漏えいを防止するとともに、保存の必要性がなくなり次第国税庁において定める手順に基づき、外部からアクセスできない環境下に保存した上で、速やかに情報記録媒体内の電磁的記録を消去します。
 - 国税庁においては、政府統一基準を踏まえつつ、国税職員が職務上必要な情報のみ利用可能な仕組みを構築するとともに、定期的にセキュリティ監査を実施するなど、提供を受けた電磁的記録を含む情報の不正利用や情報漏えい等の防止に細心の注意を払っております。
 - また、国税職員には、国家公務員法上の守秘義務とともに、国税通則法により国家公務員法よりも重い守秘義務が課されており、国税に関する調査において知り得た秘密を漏らしたときは罰則の対象となります。
- ※ 電磁的記録とは、パソコンの端末などに保存している電子データをいいます。
情報記録媒体とは、USBメモリやCD-ROMなどをいいます。
 - ※ 国税庁の基幹システムは、情報セキュリティに関する国際規格に基づく認証を取得しています。